

### III 殺虫剤

注1) 基準書中の『使用回数』………一適用病虫害で、農業の種類、名称、剤型毎の使用できる回数。  
 注2) 基準書中の『本剤の使用回数』………適用病虫害に関わらず、農業の種類、名称、剤型毎で使用できる回数。  
 注3) 基準書中の『下記成分を含む農業の総使用回数』……適用病虫害に関わらず、同一成分を含有する農業の種類毎に使用できる回数。

分類	種類	名称	剤型 (有効成分含量)	農業コード (単位)	農業の使用方法			農業の使用方法				毒 性		留意事項
					適用害虫	希釈倍数	10a当たり使用量	使用時期	処理方法	使 用 回 数	本剤の 使 用 回 数	下記成分を 含む農業の 総使用回数	毒 性	魚毒性
アントラニリックジアミド剤	シアントラニリブロール剤	ベネピアOD	水和剤 (10.3%)	2510 (mL)	ヨトウムシ	4,000	100 ~ 180	収穫10日前まで	茎葉散布	2	2	シアントラニリブロール	普通物 留意事項 *参照	・眼に対し刺激性があるので注意すること。 ・蚕・ミツバチに対し影響があるので注意すること。  * 使用残りの液が生じないように調製を行い、使いきること。 散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。 また、空容器等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。